

補助制度

葛巻町だけの補助金制度 ご利用ください

制度内容や申請方法など詳しくは、チラシまたは町のホームページをご覧ください。お問い合わせください。

継続 居住環境の向上を支援
住宅の改修工事 最大15万円

快適な住まいづくり応援事業

☎総務企画課 ☎66-2111 内線225

- 対象者
 - ①町に住民登録があり、対象住宅に居住している当該住宅の所有者または同居している人
 - ②税金などの滞納がないこと
- 対象住宅 自己の居住用で、建築後5年以上経過
- 対象工事
 - ①町内の事業者による施工で、工事費が30万円以上
 - ※工事実施前の補助金申請が必要です。
- 補助金額 工事費の1/5で、上限は15万円

継続 商工業者の持続的な経営を総合的に支援
人材育成や新分野開拓 最大200万円

くずまき型持続可能な産業づくり支援事業

☎総務企画課 ☎66-2111 内線225

- 対象者 町内の商工業者など
- 事業メニュー
 - ①ものづくり人材育成事業
 - ②経営品質向上事業
 - ③後継者育成事業
 - ④起業家支援事業
 - ⑤電子化推進事業
 - ⑥新分野開拓・連携支援事業
- ※事業実施前の補助金申請が必要です。
- 補助金額 対象経費の1/2～2/3で、上限は事業メニューにより50万円～200万円

継続 商工業者の事業円滑化のための融資制度
利子と保証料を補給(助成)します

中小企業振興資金融資制度

☎総務企画課 ☎66-2111 内線225

- 対象者 町内の中小企業者
- 融資区分および融資期間
 - ①運転資金 1,000万円以内 (5年以内)
 - ②設備資金 1,000万円以内 (7年以内)
- 利子および保証料補給率
 - ①利子=年1.5%以内 保証料=全額

新規 75歳以上の高齢者、重度の障がい者が対象
タクシー利用料金の一部を助成

高齢者等外出支援事業

☎健康福祉課 ☎66-2111 内線152

- 対象者
 - ①町に住民登録があり、在宅生活を送っている高齢者や障がい者で次のいずれかに該当する人
 - ②75歳以上の高齢者 (昭和18年4月1日以前生まれの人)
 - ③身体障害者手帳1級の交付を受けている人
 - ④身体障害者手帳2級の交付を受けている人で「視覚」「下肢」「体幹」のいずれかに障がいのある人
 - ⑤療育手帳の交付を受けている人
 - ⑥精神障害者保健福祉手帳1級または2級の交付を受けている人
- 助成金額
 - ①「タクシー利用助成券」は、利用料金が1回につき1,000円以上の場合に1枚利用することができます (月4回まで)。

タクシー利用料金	助成金額
1,000円～5,000円	利用料金の1/2
5,001円～7,500円	利用料金から2,500円を差し引いた額
7,501円以上	5,000円

- 「タクシー利用助成券」の交付
 - ①健康福祉課で交付申請手続きができます。手続きには、印鑑と身分証明書が必要です。

継続 商店や飲食店などの経営を支援
設備導入・店舗改装 最大50万円

商店等設備導入支援事業

☎総務企画課 ☎66-2111 内線225

- 対象事業者
 - ①町内で小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業を10年以上営む個人事業主または資本金1千万円以下の法人
- 対象事業
 - ①機器・設備取得の合計が10万円以上
 - ②店舗リフォーム工事が30万円以上
- ※事業実施前の補助金申請が必要です。
- 補助金額 対象経費の2/3で、上限は50万円



江刈地区水道整備工事は継続して進めます

検針票や納付書などの名称が変わります

これまで町水道は、簡易水道施設と飲料水供給施設で運営してきましたが、4月から水道事業として一つの事業となります。町の簡易水道事業統合計画に基づき実施するもので、水道サービスの安定化、経営状況の透明化や資産の明確化を図り、効率的な運営、管理を実施することを目的としています。水道料金の支払い方法や水道水の給水、管理方法などは従前どおりですが、毎月の検針票や納付書などの名称が変わります。

☎建設水道課 ☎66-2111 内線248

4月から新たな水道事業がスタート

新規 平成31年度までの3年間限定
U・Iターン家族の住宅取得を支援 最大400万円

子育て世代移住者住宅取得支援事業

☎総務企画課 ☎66-2111 内線224

- 対象者
 - ①町外に住民登録し、居住実態がある人で町内に移住する人
 - ②小学生以下の子どもがいる人または年齢の合計が80歳未満の夫婦
 - ③取得する住宅の共有持分を1/2以上、所有権登記すること
 - ④税金などの滞納がないこと
 - ⑤生活保護を受けていないこと
- 対象住宅
 - ①平成29年4月1日以降に町内に取得 (所有権登記) する住宅
 - ②申請者が居住するための住宅で、浴室、トイレなどを備え、床面積50㎡以上または2DK以上の住宅
- ※対象外の住宅 別荘など一時的に使用する住宅や賃貸、販売目的の住宅/3親等以内の親族から購入する住宅/公共事業の移転補償など国、県の事業で取得する住宅/リフォーム工事

内訳	上限額	
	新築	中古
基本額 (対象経費の1/2)	200万円	100万円
若年夫婦加算 (夫婦の合計年齢70歳未満)	50万円	50万円
子ども加算 (18歳未満の子ども1人につき50万円)	150万円	150万円

※土地の取得費用、外構工事、車庫などの付帯設備は対象外
※補助金の額が対象経費を上回るときは対象経費が上限

新規 平成31年度までの3年間限定
町民の皆さんの住宅取得を支援 最大100万円

定住対策住宅取得支援事業

☎総務企画課 ☎66-2111 内線224

- 対象者
 - ①町に住民登録している人 (年齢や家族構成などの制限なし)
 - ②取得する住宅の共有持分を1/2以上、所有権登記すること
 - ③税金などの滞納がないこと
 - ④生活保護を受けていないこと
- 対象住宅
 - ①平成29年4月1日以降に町内に取得 (所有権登記) する住宅
 - ②申請者が居住するための住宅で、浴室、トイレなどを備え、床面積50㎡以上または2DK以上の住宅
- ※対象外の住宅 「子育て世代移住者住宅取得支援事業」と同じ
- ▷新築住宅の建築・購入 取得費用の1/2 (上限は100万円)
- ▷中古住宅の購入 取得費用の1/2 (上限は50万円)
- ※土地の取得費用、外構工事、車庫などの付帯設備は対象外
- 【経過措置】平成29年3月31日以前に契約し、平成29年度に完成する物件は30万円が上限

新規 商店などの顧客サービス環境の改善を支援
水洗トイレの設置工事 最大150万円

個人商店等誘客環境改善事業

☎総務企画課 ☎66-2111 内線225

- 対象事業者
 - ①町内で町が指定する業種を営む個人事業主または法人
- 対象工事
 - ①売り場への顧客用水洗トイレの設置に係る工事
 - ②町内の事業者による施工であること。
 - ③※工事実施前の補助金申請が必要です。
- 補助金額
 - ①水洗トイレの設置に要する経費の総額で、上限は150万円